

公害の原点

水俣病について学ぶ



「公害の原点 水俣病について学ぶ」の刊行に当たって

平成18年は、行政が公害の原点とされる水俣病を公式に確認してから50年目の年に当たります。

水俣病問題は、日本の公害史上もっとも典型的な、かつ、反省すべき公害であり、現在でも多くの方々が水俣病による心身の苦勞に耐えておられます。

被害を受けた地域では、被害者への救済、地域再生の取組が行われる一方、今でも多くの方が「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病の認定申請をしたり、裁判に訴えたりするなど、水俣病問題は今なお取り組むべき重要な課題となっています。

このパンフレットでは、このような悲惨な公害が再び繰り返されないためにどうすればよいかを、私達がもう一度考えるきっかけとなるよう、水俣病問題の経緯や現状をまとめています。

※表紙は出水市から見た不知火海（八代海）沿岸地域の写真です。

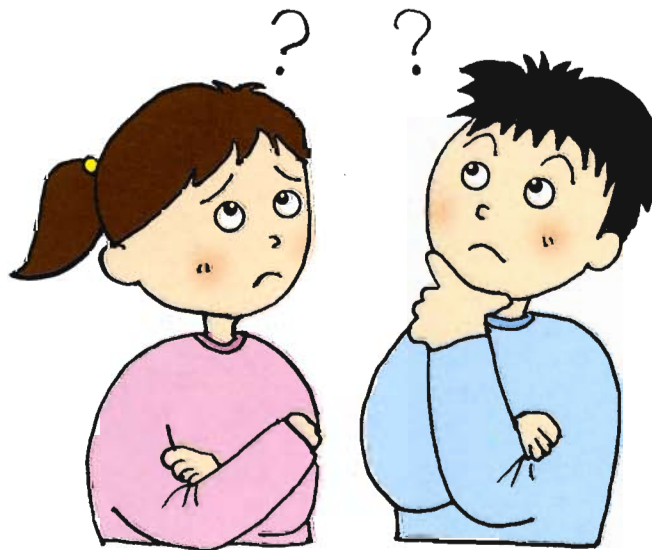
本県でも、出水市、長島町などの不知火海（八代海）沿岸地域で多くの水俣病被害者が発生しました。

<目 次>

■ ^{かた}「語り部」^べのお話しをよく^き聴いてみよう！

■ ^{みな}水俣病^{また}を学んでみよう！

- 1 水俣とチツソとのかかわり
- 2 海や生き物たちに^{あらわ}現れた^{いへん}異変
- 3 水俣病の^{かくにん}公式確認
- 4 水俣病の^{げんいん}原因は、^{ほうほう}どんな方法で調べられたの？
- 5 水俣病発生のおくみ
- 6 水俣病はどんな病気？
- 7 ^{きゅうさい}救済を^{もと}求める^{ひがいしゃ}被害者の方々
- 8 ^{せいふかいけつさく}政府解決策と被害者救済
- 9 水俣病^{かんさいそしょう}関西訴訟
- 10 水俣病が発生してどんな被害があったんだろう？
- 11 水俣病に対してどんな取り組みがなされたのかな？
- 12 水俣病公式確認から50年
- 13 水俣病から学ぶことは何だろう？



■「語り部」のお話をよく聴いてみよう！

このお話をしていただいた方は、熊本県水俣市にお住まいの濱元二徳さんです。水俣市は、鹿児島県出水市に隣接した人口約3万人のまちです。

濱元さんは、水俣市立水俣病資料館で「語り部」として、水俣病の苦しみや自然の大切さをみなさんに訴え続けています。

はじめまして、私は濱元二徳です。私は昔、水俣湾と不知火海で両親と3人で漁業をしていました。チッソ水俣工場の排水に含まれていたメチル水銀により、魚介類が浮上したり、死滅していきました。そのうち猫が狂死しはじめ、自宅で飼っていた猫も3匹亡くなってしまいました。私が1955年に発病し、両親が1956年にこの病気にかかりました。当時は、患者をチッソの附属病院に入院させたり、熊本大学病院で学用患者（研究用患者）として受け入れてもらっていました。そこで3人とも学用患者として熊大に入院しました。父は苦しみ暴れて狂い死にしました。原因究明のため早速解剖され、その結果脳細胞が破壊されていることがわかりました。母は全身しびれ、寝たきりの状態で亡くなっていきました・・・。

私は、この水俣病のために精神的・経済的・肉体的にぼろぼろにされ、今日まで生きてきました。

日本は高度経済成長の波にのり、発展を遂げてきました。私に言わせると、水俣病患者はこの高度経済成長の犠牲者です。

21世紀に入り、このような状態のまま豊かさを追い求めていくと、自然は破壊され、取り返しのつかないことになるのが目に見えています。私はいまに水俣病にかわる公害が発生するのではなかろうかと非常に危惧しています。

一度壊された環境を元に戻すには、長い年月と莫大なお金が必要になります。また壊された体は二度と戻ってはきません。

私は、水俣病の教訓を発信するとともに、自然保護と人権尊重を提唱したいと考えています。

(※)「語り部」とは？

水俣病についての体験を語り伝えている人のことです。



語り部の活動の様子

水俣市立水俣病資料館提供

みなまた

■水俣病を学んでみよう！

1 水俣とチツソとのかかわり

明治41（1908）年、日本窒素肥料の工場が熊本県の水俣につくられました。チツソは化学肥料の生産を始め、やがて日本でも大きな化学工場として、日本の経済を支える企業の一つとなりました。

一方、工場の発展とともに水俣のまちも発展し、村だった水俣は人口も増えて近代工業都市として確立されました。

工場で働く市民も多く、経済的にも社会的にもチツソの影響を強く受けていました。



2 海や生き物たちに^{あらわ}現われた^{いへん}異変

チッソ水俣工場では、昭和7（1932）年からプラスチックやビニールなどの原料になるアセトアルデヒドの生産を始めました。そのアセトアルデヒドを作るときに、^{どくせい}毒性の強いメチル水銀が発生し、工場排水と一緒に海に流れ、魚や貝に取り込まれていきました。

チッソ水俣工場での生産量が増えるとともに、海の汚染がすすみ、昭和20年代後半（1950年代前半）から、水俣湾周辺では海に魚が大量に浮いたり、貝が死んだりするようになりました。

また、不知火海（八代海）海岸近くでは、魚を食べた猫が狂い死にしたり、カラスなどの鳥が飛べなくなるなどの異変がみられました。

<メチル水銀>

水銀には、無機水銀と有機水銀があります。水俣病の原因となったメチル水銀は有機水銀の1つで、^{たいへん}大変強い^{どくせい}毒性を持っています。無機水銀は、有機水銀より^{ひく}毒性は低く、現在、^{げんざい}現在、^{ひくこうとう}蛍光灯やボタン電池、^{けつあつ}体温計、^{わだし}血压計など、私たちの身近なところで使われています。

当時の水俣湾にいた魚介類の例



タチウオ



カタクチイワシ



ボラ



カレイ



アジ



アナゴ



ワタリガニ



クサフグ



クルマエビ



クロダイ



ウマズラカワハギ



カワハギ



カサゴ



コチ



コノシロ



ウミタナゴ



シャコ



ハモ



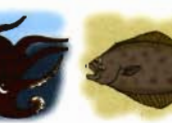
メジナ



マバル



エイ



マダコ



ヒラメ



シロギスと
ネズミゴチ

コウイカ

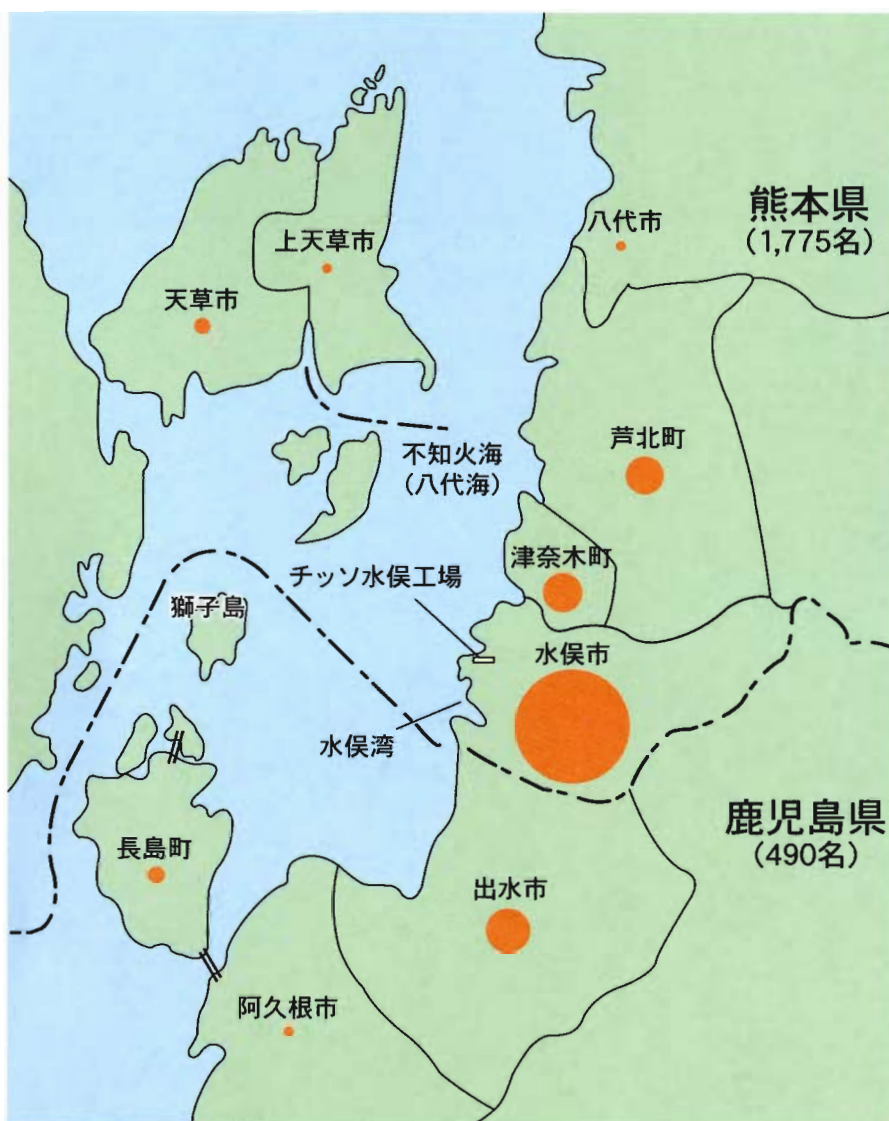
3 ^{みなまた}水俣病の公式確認 ^{かくにん}

水俣病の発生が初めて確認されたのは、昭和31(1956)年5月でした。熊本^{くもと}県水俣保健所^{ほけんじょ}にチッソ水俣工場^{ちっそすゐゑいこうじょう}附属病院^{ふそく いし}の医師^{いし}から、原因不明^{げんいんふめい}の重い病気の患者^{かんじゃ}が入院したとの報告^{ほうこく}がありました(水俣病公式確認)。

鹿児島県では、昭和34(1959)年8月に出水市^{すゐずい}で奇病猫^{きびょうねこ}が発見され、昭和35(1960)年には出水市^{すゐずい}で水俣病患者^{すゐゑいびょうにや}が確認されました。

一方、昭和40(1965)年には、新潟県^{にいがた}の阿賀野川^{あがのがわ}流域^{りゅういき}で水俣病と同じ病気(新潟水俣病)が公式確認されました。

^{にんてい}水俣病認定患者の発生分布図 ^{ぶんぷ}



※ 水俣病認定患者は熊本県1,775名、鹿児島県490名、新潟県690名です。

※ ●の大きさは水俣病認定患者の多い少ないを表しています。

平成18年3月末現在

4 水俣病の原因は、どんな方法で調べられたの？

きちんと歩いたり話したりできないなどの原因が分からない患者がたくさん発生していることがわかってきたため、水俣市や熊本県から依頼を受けた熊本大学の医学部では原因を調べることになりました。患者を診察したり、飲み水や土などを調べたりして、この病気は伝染病ではなく、何かの中毒症であると考えて、水俣湾でとれた魚や貝を猫に食べさせ、同じような病気になるかどうかを調べる実験を始めました。その実験の結果、昭和32（1957）年に、水俣の漁村で水俣病にかかった猫と同じ症状になることが分かりました。この猫実験は病気の原因を探るのに大きな役割をはたし、同年、熊本県は水俣湾の魚を捕ったり食べたりしないよう呼びかけました。

一方で、昭和34（1959）年には、チッソ水俣工場の附属病院では、工場の廃液を猫にあたえると水俣病になることが実験で分かっていたのですが、チッソはそのことを隠して昭和43（1968）年まで有害な工場排水を流し続けていました。

昭和43（1968）年には国がチッソによる公害病と認めました。

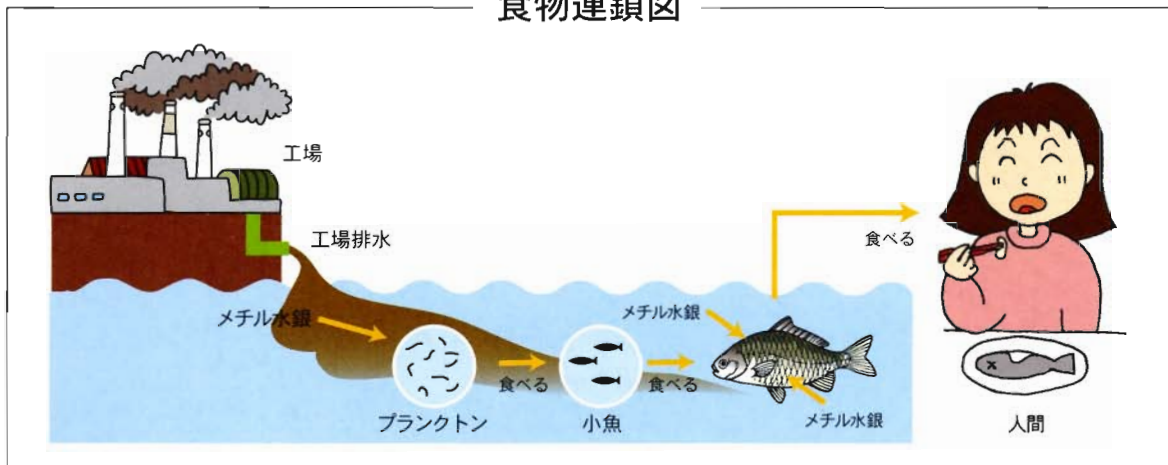


5 ^{みなまた}水俣病発生のしくみ

自然界には、食べたり食べられたりという生物同士の関係があります。この関係を「食物連鎖」と呼んでいます。水俣病は、この食物連鎖を通して起こった公害でした。工場排水と一緒に海に流されたメチル水銀は、まず水の中のプランクトンや水生昆虫の体内に取り込まれました。その量は、とてもわずかでしたが、メチル水銀の入ったプランクトンを魚が食べると、魚には何十万倍ものメチル水銀がたまりました。(生物濃縮)

水俣湾やその周辺では見た目には分からなくても高い濃度で汚染された魚がいました。その魚を毎日たくさん食べた人間には、さらに多量のメチル水銀が体内に取り込まれ、メチル水銀が体の中にだんだんたまっていき、水俣病患者が多く発生しました。

食物連鎖図



6 水俣病はどんな病気？

水俣病は、チツソ水俣工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚や貝を人間が長い間食べることによって起こった中毒症の病気です。

体内に入ったメチル水銀は、腸から吸収され肝臓などにたまり、ここから脳に入ったメチル水銀が、耳や眼、手足などの働きを悪くしていきました。

水俣病の主な症状は、両手両足の感覚が鈍くなる、動きがぎこちなくなる、目が見える範囲が狭くなる、耳が聞こえにくくなる、言葉がはっきりしなくなるなどがあります。

人それぞれによって症状や程度が異なり、とても症状が重い人ではけいれんを起こしたり、意識不明になって死ぬこともあります。これらの症状は、体内に取り込まれたメチル水銀が、脳や神経に障害を与えることにより引き起こされました。

また、見た目にはわからなくても頭痛や疲れやすい、においや味がわかりにくい、物忘れがひどいなどの症状で日常生活に困る慢性型の患者や、妊娠している母親の胎内に入ったメチル水銀が、へその緒を通じておなかの中の赤ちゃん（胎児）へ取り込まれ、生まれながらに水俣病の症状をもった赤ちゃん（胎児性水俣病患者）も見られました。

メチル水銀により一度壊れてしまった脳の細胞を元通りにすることは困難です。このため水俣病を治すことができる治療法は無いと言われており、一時的に症状をやわらげる治療が主になっています。

＜具体例＞（このような症状が様々に組み合わさって現れる病気）

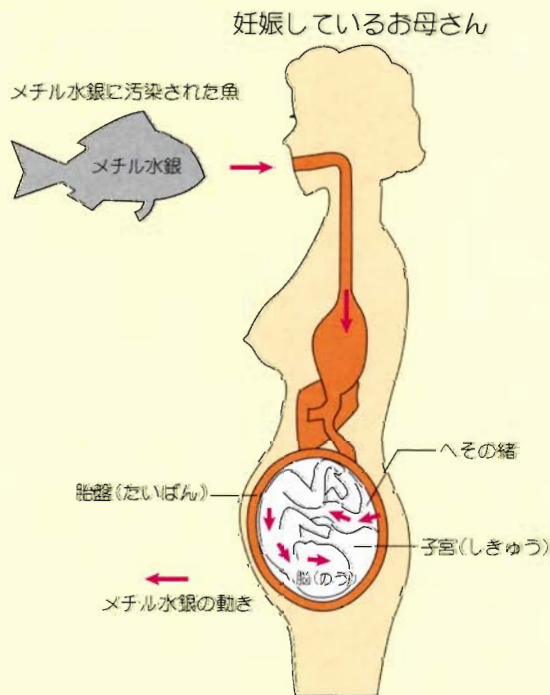
- ①ころびやすい。まっすぐ歩けない。ボタンをかけたり、衣服の着脱など日常の動作が思うようにできない。言葉がはっきりしない。
- ②まっすぐ見たときに周辺が見えにくい。
- ③音の識別ができない。相手の言うことが聞きとりにくい。
- ④じんじんするしびれ。さわられた感じや痛みを感じにくい。熱いものや冷たいものにさわっても感じにくい。

空気や食物を通じて人から人へはうつりません！

遺伝により発生することはありません！

水俣地域特有の病気（風土病）ではありません！

おなかの赤ちゃんに水銀が入るまで



胎児性水俣病患者に食事を与える祖父
昭和35年撮影 桑原史成

7 救済を求める被害者の方々

国は、昭和43（1968）年「水俣病はチッソ水俣工場の廃水に含まれるメチル水銀が原因で起きた」と認め、これを発表しました。

これを受けて、患者さんやその家族はチッソに補償を求めましたが、交渉はなかなか進みませんでした。そこで、昭和44（1969）年、患者やその家族はチッソを裁判所に訴え、昭和48（1973）年に患者側の訴えを認める判決がだされました（水俣病第一次訴訟）。

このような中で自分が水俣病かもしれないと思う人は、県に申請をし、水俣病と認められた場合には、原因企業であるチッソが補償をすることになりました。

しかし、申請をしても水俣病と認められない方々が、認定や補償を求めて、国や熊本県やチッソと直接交渉をしたり、国や熊本県の責任を追及する裁判が起こるなど、その後も長い間争いが続きました。



8 政府解決策と被害者救済

水俣病の発生から長い年月がすぎ、救済を訴える被害者の方々も高齢化し、亡くなっていく方が多くなっていきました。そこで、裁判所は、このままでは解決するまで時間がかかるので、裁判をやめてお互いに話し合うようにすすめました。

生きているうちに救済してほしいという被害者の声も高まり、平成7（1995）年に関係者の間で話し合いをすすめ、政府の解決策がまとまりました。

この解決策への合意にもとづき、水俣病とは認められないものの、水俣病が発生した当時に水俣病が発生した地域に住んでいて、水俣湾やその周辺でとれた魚をたくさん食べ、両手両足の感覚が鈍くなるという症状がある人に、チッソからの一時金260万円が支払われ、行政から医療費などが給付されています。

【平成9（1997）年の救済対象者数 11,540名】

※救済対象者数は、生存者と死亡者を合わせた人数

『国や県の責任をはっきりさせ、心からあやまって欲しい』『水俣病ときちんと認めて救済して欲しい』と長年願ってきた被害者の方々にとって、この政府解決策は本当に願っていた救済のかたちではありませんでしたが、政府解決策が出された当時は、このまま争いを続けていてはいつ救済を受けられるか見通しもたたない状況でした。

そこで、とても苦しい決断でしたが、ほとんどの患者団体は裁判や交渉をやめ、政府の解決策に同意することにしました。

多くの被害者はこの政府解決策に同意して、ほとんどの裁判が取り下げられました。しかし、一方で水俣から関西に移り住んだ被害者たちは、国や熊本県が工場排水を止めなかったために被害が拡大したとして、国や熊本県の責任を追及して裁判を続けていました。

9 水俣病関西訴訟

関西に移り住んだ被害者の方々が続けた裁判では、平成16(2004)年10月15日に初めて最高裁判所のはんけつ判決で国や熊本県の責任が認められ、被害者側が勝訴しました。今後、国や熊本県はできるだけ早く救済について考え、対応して欲しいと被害者の方々は願っています。



平成16年10月16日 南日本新聞朝刊（共同通信配信）

10 ^{みなまた}水俣病が^{ひがい}発生してどんな被害があったんだろう？

(1) ^{けんこう}健康被害

水俣病患者は、水俣湾^{わんしゅうへん}周辺を中心とする不知火海^{しらぬい}（八代海）沿岸^{えんがん}と新潟県^{にいがた}阿賀野川^{あがのがわ}流域^{りゅういき}で発生し、多くの方々が水俣病による健康被害に苦しみました。救済^{きうさい}を訴える方々は高齢化^{こうれいか}し、亡くな^なっていき^なく方が多くな^なっており、被害者^{ひがいしや}やその家族の苦しみは今なお続^{つづ}いています。

(2) ^{かんきょうおせん}環境汚染

チツ水俣工場の排水^{はいすい}により、水俣湾には水銀を含んだ大量^{たいりょう}のヘドロが^{かいてい}海底^つに積み重なり、環境が汚染^{おせん}されました。海底に積み重なったヘドロの厚^{あつ}さは4 mに達^{たっ}するところもありました。また、水銀によって水俣湾の魚介類^{ぎょかいりゅう}は汚染^{おせん}され、人々は魚を捕^とったり食^とべたりすることができなくなりました。

(3) ^{さべつ}差別・^{へんけん}偏見

水俣病の原因^{げんいん}がまだはっきりしなかった頃^{ころ}から、水俣病は空気などを通じて人から人へうつると誤解^{ごかい}され、患者が出た家庭には、人々が近づかなか^なったり、就職^{しゅうしょく}・結婚^{けっこん}が断^{ことわ}られるなどの差別がありました。これらのいわれの^{ない}差別や偏見^{へんけん}（かたよった見方）は、被害者や家族を大変苦しめました。



11 ^{みなまた}水俣病に対してどんな取り組みがなされたのかな？

(1) ^{けんこう ひがい}健康被害に対して

① ^{にんてい}水俣病の認定

昭和44（1969）年、新しく法律がつくられ、水俣病患者の救済が行われることとなりました。認定審査会（大学の先生など、専門の医師で構成される会議）の審査を受けて、国や県から水俣病と認められた人は、^{げんいんきぎょう}原因企業からの補償（^{ほしやう}患者団体等の間で締結された補償）又は法律による補償を受けるか選択できます。現在、補償内容が有利な原因企業からの補償が選択され、^{いしやりやう}チッソや昭和電工から^{いりやうひ}感謝料、^{いりやうひ}医療費、^{いりやうひ}年金などが^{しほら}支払われ、医療と生活の補償が行われています。

平成18年3月末現在の認定者数は、2,955名（^{くまもと}熊本県1,775名、^{かぎ}鹿児島県490名、^{にいがた}新潟県690名）で、このうち生存者は946名（^{くまもと}熊本県502名、^{かぎ}鹿児島県186名、^{にいがた}新潟県258名）となっています。

② ^{そうごうたいさく}水俣病総合対策事業の^{じっし}実施

ア 医療事業

水俣病とは認定されないものの、水俣病発生当時、水俣湾周辺に住んで魚をたくさん食べ、水俣病にもみられる^{しょうじやう}症状（^{かんかく}両手両足の感覚が^{にぶ}鈍くなる症状やその他の^{しんけい}神経症状）がある人に対しては、熊本県や鹿児島県、新潟県から^{ほけん}医療手帳・^{こうふ}保健手帳が交付され、^{しきゆう}医療費などの支給が行われています。

平成18年3月末現在の医療事業の^{たいしやう}対象者（生存者）は、医療手帳8,200名（熊本県5,971名、鹿児島県1,832名、新潟県397名）、保健手帳2,596名（熊本県1,983名、鹿児島県548名、新潟県65名）です。

イ ^{けんこうかんり}健康管理事業

健康^{けんこう}診査を行ったり、必要に応じて^{ちりやう}医師などから生活や病気の治療について^{しどう}指導が行われています。



(2) 環境汚染に対して

① 仕切網の設置

水俣病が発生した後、水俣湾内の魚を捕ったり食べたりしないように指導が行われていましたが、昭和49（1974）年、熊本県は汚染魚を水俣湾内に閉じこめる仕切網を水俣湾入口に設置しました。仕切網内に閉じこめられた汚染魚は、捕まえられて処分されました。

平成9（1997）年には、水俣湾の魚介類に含まれる水銀の濃度が3年連続して国で安全とされる基準値を下回ったことが確認されたため、仕切網は取り去られました。その結果、人々は水俣湾の魚を捕ったり食べたりすることができるようになりました。

② 環境復元（埋め立て工事）

昭和52（1977）年、熊本県は水俣湾内の海底に積み重なった水銀を含んだ大量のヘドロを取り除き、これを堤防の内側に封じ込んで埋め立てる工事を始めました。この工事は平成2年に終了しましたが、終了までに14年の期間と485億円が費やされ、58.2ヘクタール（福岡ドーム約8個分）におよぶ広大な埋め立て地ができました。埋め立て工事の結果、水俣湾は昔のようなきれいな海となり、泳いだり、遊んだりすることもできるようになりました。



水俣湾埋立地の様子
水俣市立水俣病資料館提供

(3) 差別・偏見に対して

水俣・芦北地域の再生と地域住民間のきずなを取り戻すことを目的として、※もやい直しセンターが建設され、人々の交流の場として、また、地域保健・福祉の中心として利用されています。

また、水俣病について、語り部による話など水俣病の歴史や教訓を伝える活動の場として、熊本県や新潟県では、「水俣市立水俣病資料館」や「新潟県立環境と人間のふれあい館－新潟水俣病資料館」が設立されています。

最近ではこれらの施設に全国から多くの小中学生が訪問し、環境学習の場として利用されています。



水俣湾を見下ろす丘に建つ水俣市立水俣病資料館



館内で公害学習に取り組む子供たち

水俣市立水俣病資料館提供

(※) 「もやい直し」とは？

「もやい」とは、もともと船をつなぐことや人と人が支え合い一緒に何かをすることです。水俣では、壊れてしまった人と人との関係、自然と人との関係を良いようにしていくことを「もやい直し」と言っています。

12 水俣病公式確認から50年

平成18（2006）年5月1日は、水俣病が公式に確認されてから50年目に当たり、このような悲劇を二度と繰り返さないために、水俣病の経験を内外に広く伝え続けるとともに、その教訓を生かし、環境を守り安心して暮らしていける社会を実現すべく、政府を挙げて取り組んでいくことを決意することを内容とする内閣総理大臣の談話が発表されました。



水俣病犠牲者慰霊式（平成18年5月1日）

水俣病公式確認50年事業実行委員会事務局提供

こいずみじゅんいちろうないかくそうりだいじん だんわ
【小泉純一郎内閣総理大臣の談話】（平成18年4月28日）

水俣病の公式確認から50年という節目の年を迎え、これまでにお亡くなりになった多くの方々に謹んで哀悼の念を捧げるとともに、被害者の方々ははじめ御遺族、御家族など関係者の方々の長きにわたる苦しみに心よりお見舞いを申し上げます。

日本の高度経済成長の中で生じた水俣病問題は、深刻な健康被害をもたらしたばかりでなく、地域住民の皆さまに大きな犠牲を強いてきました。一昨年10月の最高裁判決において国の責任が認められましたが、長期間にわたって適切な対応をなすことができず、水俣病の被害の拡大を防止できなかったことについて、政府としてその責任を痛感し、率直にお詫びを申し上げます。

この50年の節目を機に、平成7年の政治解決及び今般の最高裁判決を踏まえ、このような悲劇を二度と繰り返さないために、水俣病の経験を内外に広く伝え続けるとともに、その教訓をいかし、環境を守り安心して暮らしていける社会を実現すべく、政府を挙げて取り組んでいく決意をここに表明します。

13 水俣病から学ぶことは何だろう？

(1) 人の命・健康や環境を大切にする

水俣病が発生した頃は、多くの工場では利益を増やすことが優先され、人々の健康や環境を守ることは後回しにされがちでした。その結果、水俣病をはじめ、多くの公害が日本各地で発生しました。私たちは、人の命・健康や環境を何よりも大切に考えなければなりません。

(2) **公害は起こる前に防ぐ**

公害がいったん起こると、それによって失われた人の命や健康は取り戻せません。しかも、破壊された環境をもとどおりにすることは、大変困難なことです。私たちは、公害を絶対に起こしてはいけません。そのためには、何よりも公害を起こさないよう日頃から注意しておくことが大切です。

(3) **公害が発生した時は、被害が広がらないようにする**

水俣病は、原因がすぐにはっきりしなかったこともあり、多くの水俣病患者が発生しました。

私たちは、健康被害や環境汚染などの公害が発生した時は、原因を早く見つけることはもちろん、被害が広がらないように努めなければなりません。

(4) **正しい知識を持ち、差別や偏見をなくす**

水俣病がどのような病気なのか人々に正しく理解されなかったために、被害者や家族は差別・偏見を受け、大変つらい思いをしました。

私たちは、水俣病に限らず何事においても、正しい知識を持つとともに、被害を受けた方の立場に立って考えることが大切です。

(5) **一人ひとりが環境を守る努力をする**

水俣病は、工場排水と一緒にメチル水銀が水俣湾へ流されたことにより発生したのですが、私たちも毎日の生活で、気がつかないうちに環境を汚し、環境破壊の原因をつくっているのかもしれません。

私たちは、一人ひとりが、海や川などにゴミを捨てたり、汚れた水を流したりしないようにして、環境を守る必要があります。



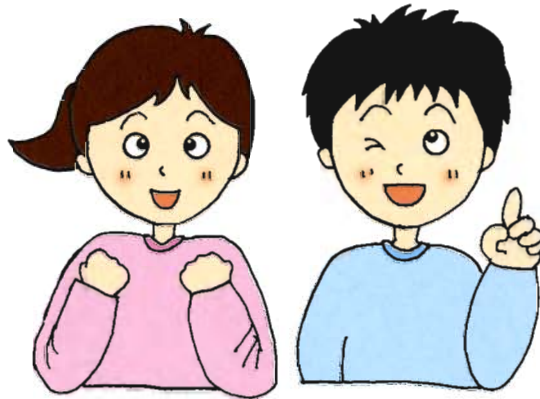
＜水俣病関連年表＞

●主な出来事 ●鹿児島県関係

昭和31年	(1956)	●チッソ附属病院より水俣保健所に奇病発生の報告（水俣病公式確認）
昭和34年	(1959)	●熊本大学研究班が「有機水銀が原因でないか」と発表 ●出水保健所に奇病猫発生の報告
昭和35年	(1960)	●出水市で水俣病患者を確認。出水市米ノ津、高尾野町、東町等の住民を対象に毛髪水銀調査を開始（～昭和38年）
昭和40年	(1965)	●新潟県阿賀野川流域で水俣病が発生（新潟水俣病公式確認）
昭和43年	(1968)	●チッソがアセトアルデヒドの製造を中止 ●政府が「水俣病の原因はチッソ及び昭和電工の工場排水に含まれるメチル水銀である」と発表
昭和44年	(1969)	●患者家庭28世帯112人がチッソを裁判所に訴える ●公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布
昭和45年	(1970)	●鹿児島県公害被害者認定審査会（旧法）を設置して認定業務を開始する
昭和46年	(1971)	●不知火海沿岸地域住民を対象に健康調査を実施 （約78,000人：～昭和49年）
昭和48年	(1973)	●患者団体とチッソとの間で補償協定成立 ●公害健康被害補償法公布
昭和49年	(1974)	●水俣湾に仕切網を設置 ●鹿児島県公害健康被害認定審査会（新法）を設置する
昭和52年	(1977)	●水俣湾のヘド口を取り除いて埋め立てる工事が始まる（平成2年に終了） ●不知火海沿岸地域住民を対象に毛髪水銀調査を実施（～現在に至る）
昭和54年	(1979)	●東町伊唐島の住民を対象に健康調査を実施（322人）
昭和58年	(1983)	●東町獅子島で集中検診を実施（262人：～昭和61年）
平成4年	(1992)	●熊本県、鹿児島県が水俣病総合対策医療事業を始める
平成7年	(1995)	●患者5団体が政府の水俣病問題解決策を受け入れる
平成8年	(1996)	●争われていた計10件の裁判所への訴えが取下げ（関西訴訟のみが継続）
平成9年	(1997)	●熊本県が「水俣湾の安全宣言」を行い、仕切網を全て撤去
平成16年	(2004)	●最高裁判所において、水俣病の被害拡大を防ぐことができなかったことについて、国と熊本県の責任が認められる（関西訴訟）
平成17年	(2005)	●環境省「今後の水俣病対策について」発表 ●新潟水俣病公式確認40年
平成18年	(2006)	●水俣病公式確認50年

《参考文献》

- 平成18年版「環境白書」(環境省編)
- 「はじめて学ぶ水俣病」(熊本県環境生活部水俣病対策課)
- 「未来へ語りついで～新潟水俣病が教えてくれたもの～」
(新潟県福祉保健部生活衛生課)
- 「こどもと学ぶ水俣病」(水俣市立水俣病資料館)
- 「水俣病とわたしたち
～公害や環境を学習するこどもたちのために～」
(水俣市立水俣病資料館)



鹿兒島県環境生活部環境政策課

〒890-8577 鹿兒島市鴨池新町10番1号
T E L 099-286-2584 (直通)
099-286-2111 (内線2567・2585・2589)
F A X 099-286-5544
E-mail ephoken@pref.kagoshima.lg.jp
発行 平成18(2006)年11月
「公害の原点 水俣病について学ぶ」

鹿兒島県は、(財)日本環境協会の承認を得て、
エコマークをシンボルマークとして使用しています。



R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています